

再就職情報の届出に係るマニュアル

令和4年1月版

防衛省人事教育局
人事計画・補任課
再就職等監視室

目次

I はじめに

II 平成30年1月からの届出事項の拡充

III 在職中に再就職の約束をした場合の届出

IV 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出

V 管理職隊員であった者が再就職した場合の届出

VI 罰則

VII 再就職情報の届出を受け取った任命権者の対応について

(参考1) 自衛隊法第65条の11第1項(約束の届出)のフロー

(参考2) 自衛隊法第65条の11第4項(事後の届出)のフロー

(参考3) 在職機関一覧

(参考4) 管理職隊員の範囲

(参考5) 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧

(参考6) 再就職情報の届出に関するQ&A

○ 問合せ先

(全般) 人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室

専用線 8-6-23584、23585、23586

※ 上記のほか、再就職の届出の詳細については、在職機関の援護・人事担当部局にお問い合わせください。

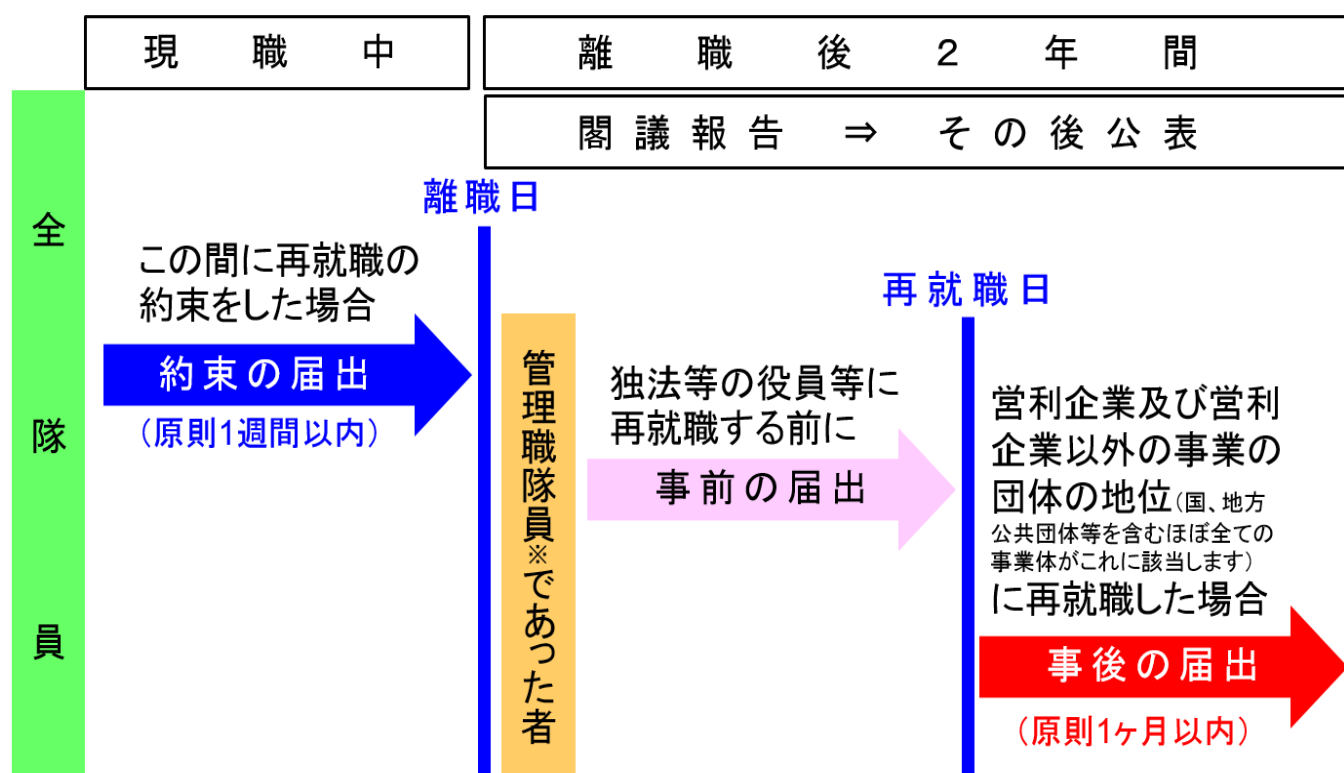
I はじめに

平成29年1月に公表された文部科学省における組織的な天下りあっせん事案を受け、内閣人事局が実施した全省庁調査の結果公表における再発防止策の一つとして、再就職情報の届出項目の更なる拡充が必要である旨が盛り込まれました。

本件を受け、自衛隊法施行令及び同法省令の一部が改正され、平成30年1月1日から施行されました。

届出の様式が改正され、記載事項が増えていますので、隊員各位におかれましては、本マニュアルをご参照の上、適切に届出を行っていただきますようお願いいたします。

図 再就職情報の届出・公表の流れ



※ 1佐(三)Ⅱ種以上・行(一)7級Ⅱ種相当以上の隊員

Ⅱ 平成30年1月からの届出事項の拡充

隊員の再就職の適正化及び透明化を図るため、平成30年1月から、自衛隊法に基づく再就職情報の届出で記載する事項が増えました。

<従来からの届出記載事項>

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 離職時の官職又は階級（又は届出時の官職又は階級）
- ・ 再就職の約束をした日
- ・ 離職日（又は離職予定日）
- ・ 再就職日（又は再就職予定日）
- ・ 再就職先の名称
- ・ 再就職先の業務内容
- ・ 再就職先における地位
- ・ 求職の承認の有無
- ・ 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「防衛大臣等の援助」という。）の有無



平成30年1月以降、以下の事項についても、記載することが必要になりました。

(a) 離職前（又は再就職の約束前）の求職開始日

- （再就職先に対し、①再就職を目的として最初に自己に関する情報を提供した日、
②再就職を目的として最初に再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日又は
③最初に再就職先の地位に就くことを要求した日のいずれか早い日）

(b) 離職前（又は再就職の約束前）の求職開始日から離職日（又は再就職の約束後の届出をする日）までの間の隊員としての在職状況・職務内容

(c) 再就職先の連絡先

(d) 防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助の有無、援助があった場合には、当該援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容

※ (a)、(b)及び(d)については、平成30年1月1日以降に求職開始日及び防衛大臣等以外の援助があるものから届出に記載する必要があります。(c)は、平成30年1月1日以降に届出をする隊員全員が記載する必要があります。

Ⅲ 在職中に再就職の約束をした場合の届出

第65条の11 (1) 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に(2) 営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、(3) 速やかに、(4) 防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を(5) 届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第65条の3第1項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した隊員が、その後、当該営利企業等に対する処分や契約に携わる場合、利益相反的な立場に置かれることから、再就職の適正性及び公務の公正性並びにそれに対する国民の信頼が損なわれるおそれがあります。

このため、営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した隊員は、防衛大臣（任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて）に対して速やかに届出を行うこととし、任命権者において再就職の適正性及び公務の公正性並びにそれに対する国民の信頼を損なうことがないよう、人事管理上適切な配慮を行うこととするものです。具体的には、再就職の約束をした隊員を、再就職の約束をした営利企業に対する契約や処分に直接携わる職務に就かせないことなどの人事配置上の配慮を行うことが考えられます。

また、届出事項に変更があった場合又は届出に係る約束が効力を失った場合等には、遅滞なく、防衛大臣に届け出ることとされています。

(1) 「隊員」の範囲

自衛隊員全員（非常勤の隊員、臨時的任用隊員、学生、生徒、条件付採用期間中の隊員を除く。）

(2) 「営利企業等」の範囲

営利企業及び営利企業以外の法人

※ 国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人は対象外となります。

(3) 届出時期

再就職の約束をした後、速やかに（1週間以内を目安（離職日を超える場合は同日まで））、変更及び失効の届出については、遅延なく（届出が必要となる事実が生じた日から2週間以内を目安（離職日を超える場合は同日まで））、防衛大臣に（任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて）届け出てください。

(4) 届出事項

ア) 法第65条の11第1項による届出（届出様式第4）（以下「約束の届出」という。）

以下の事項について、別添の届出様式第4（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入し、防衛大臣に届け出てください。

① 氏名

② 生年月日

③ 官職又は階級

- ・ 届出時の官職（自衛官にあっては職名及び階級）を記入してください。
- ・ 届出後、離職するまでに変更が生じた場合は、変更届出を提出してください。

なお、自衛官で離職時に特別昇任をした場合、階級に係る変更届出は不要です。

- ・ 3佐以上の隊員で届出時に付配置の官職であった場合は、届出時の官職と併せて括弧書きで付配置になる前の官職も記入してください。
- ・ 管理職隊員であった者が、届出時に管理職隊員以外の隊員であった場合は、届出時の官職と併せて括弧書きで管理職隊員としての最終の官職も記入してください。

④ 約束前の求職開始日

- ・ 約束前の求職開始日がない場合は、その旨チェックを入れてください。

⑤ 再就職の約束をした日

⑥ 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容

- ・ 約束前の求職開始日がない場合には、再就職の約束をした日以後の在職状況及び職務内容を記載してください。

- ・ 職務内容は、職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記載してください。
- ⑦ 離職予定日
- ⑧ 再就職予定日
- ⑨ 再就職先の名称及び連絡先
 - ・ 連絡先は、当該再就職の約束に関わった再就職先の人事担当部署等を記載してください（直通番号がない等の場合は、代表番号でも可）。
- ⑩ 再就職先の業務内容
 - ・ 定款又は寄附行為等における目的並びに再就職先がパンフレット、ホームページなどで公表している会社概要、事業内容を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
- ⑪ 再就職先における地位
 - ・ 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載してください。
- ⑫ 求職の承認の有無
 - ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、防衛大臣又は再就職等監視委員会による承認の有無を記入してください。
- ⑬ 防衛大臣又は官民人材交流センター（以下、「防衛大臣等」という。）の援助の有無
- ⑭ 防衛大臣等以外の援助
 - ・ 防衛大臣等以外の援助がない場合は、その旨チェックを入れてください。
 - ・ 防衛大臣等以外の援助を受けた場合は、当該援助者の氏名又は名称と援助を受けた具体的内容を記載してください。

イ) 変更届出（届出様式第5）

① 全隊員

約束の届出を行った後、離職までに、約束の届出の届出事項のうち、③（自衛官が特別昇任した際の階級に係る変更は除く）及び⑥～⑪について変更が生じた場合には、別添の届出様式第5（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ記入し、変更事項について防衛大臣に届け出てください。

なお、再就職先の名称又は連絡先が変更となった場合には、「再就職先の名称」の変更として、再就職先が変わった場合は、「失効届出」を届け出てください。

② 管理職隊員であった者

管理職隊員であった者は、在職中のみならず、離職後2年間のうち再就職するまでの間に、約束の届出の届出事項のうち、⑧～⑪について変更が生じた場合には、改めて、Ⅳの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」又はⅤの「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」を防衛大臣に届け出てください。

ウ) 失効届出（届出様式第6）

① 全隊員

約束の届出を行った後、離職までに、約束の届出に係る約束が効力を失ったときは、別添の届出様式第6（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ記入し、防衛大臣に届け出てください。

② 管理職隊員であった者

管理職隊員であった者は、在職中のみならず、離職後2年間のうちに、既に提出した約束の届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなった場合にも、別添の届出様式第6（エクセルファイル）に、その旨記載し防衛大臣に提出してください。

(5) 届出方法

エクセルファイルの届出様式（第4、第5、第6）を電子メールにより、届出者の在職する在職機関（参考3参照）又は離職時に在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に（任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて）届け出てください。

(別添)の記入について

別添の(A)～(G)については、再就職の届出事項とは別に、取りまとめにおいて必要なため、ご記入いただきますようお願いいたします。

(A) 種別

【事務官等】

- ・採用試験の区分が総合職（I種、上級甲種含む）試験の場合「1」
- ・上記以外は「2」

【自衛官】

- ・一般定年等隊員の場合「3」
- ・若年定年等隊員の場合「4」

(B) 退職事由

退職事由を以下から選択してください。

- ・定年退職の場合「定年」
- ・内閣承認官職に係る退職の場合「内閣承認官職」
- ・自己都合による退職の場合「自己都合」
- ・応募認定退職の場合「応募認定」
- ・任期満了による退職の場合「任期満了」
- ・上記以外は「その他」

(C) 俸給表

届出時に適用されている俸給表を選択してください。

(D) 職務の級

届出時に適用されている職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。

※将補については、将補（一）、（二）

1佐については、1佐（一）、（二）、（三）の別も選択してください。

特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。

(E) 俸給の特別調整額の区分

届出時に適用されている俸給の特別調整額の区分を選択してください。

適用が無い場合は、「一」を選択してください。

(F) 再就職先区分

再就職先の区分を「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。

(G) 6の欄の官職と再就職先との利害関係の有無

3佐以上、行(一)5級相当以上の隊員について、6の欄に記載されたすべての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

対象の隊員以外は空欄のままとしてください。

Ⅳ 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出

第65条の11

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下(1)「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、(2)次に掲げる法人の(3)役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（(4)第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、(5)あらかじめ、(6)防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を(7)届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

管理職隊員であった者が、離職後2年間に、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるもの）の役員等に就こうとする場合には、あらかじめ、防衛大臣に届け出ることとされています。

(1) 「管理職隊員」の範囲

「（参考4）管理職隊員の範囲」をご参照ください。

※ 一度でも管理職隊員であったことのある者は対象に含まれます。

※ 退職手当通算離職者（独立行政法人・特殊法人等へのいわゆる現役出向者）は対象外となります。

(2) 「次に掲げる法人」

「（参考5）行政執行法人以外の独立行政法人等一覧」をご参照ください。

(3) 「次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものの」

- ① 役員（非常勤のものを除く。）
- ② 内閣・内閣総理大臣・各省大臣により任命される地位
- ③ 法令の規定により任命・選任に関し行政庁の認可を要する地位

(4) 届出が不要な場合

管理職隊員としてⅢの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合には、この届出は不要となります。

なお、管理職隊員以外の隊員としてⅢの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行ったが、一度でも管理職隊員であったことのある者については、この届出も必要となります。

(5) 届出時期

再就職に当たり、あらかじめ（再就職予定日の前日までに）、防衛大臣に届け出てください。また、変更及び失効の届出については、遅延なく（届出が必要となる事実が生じた日から2週間以内を目安（再就職予定日の前日を超える場合には、同日まで））、防衛大臣に届け出てください。

なお、違反した場合は過料の対象となります。

(6) 届出事項

ア) 法第65条の11第3項の届出（届出様式第7）（以下「離職後の事前の届出」という。）

以下の事項について、別添の届出様式第7（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入し、防衛大臣に届け出てください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 離職時の官職

- ・ 離職時に管理職隊員以外の隊員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書きで管理職隊員としての最終官職も記入してください。（例：〇〇分析官（××課長））
- ・ 退職時に特別昇任した場合は、特別昇任後の階級と併せて括弧書きで特別昇任前の階級も記載してください。

- ④ 離職前の求職開始日
 - ・ 離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨チェックを入れてください。
- ⑤ 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容
 - ・ 職務内容は、職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記載してください。
- ⑥ 離職日
- ⑦ 再就職予定日
- ⑧ 再就職先の名称及び連絡先
- ⑨ 再就職先の業務内容
 - ・ 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
- ⑩ 再就職先における地位
 - ・ 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載してください。
- ⑪ 求職の承認の有無
 - ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、防衛大臣又は再就職等監視委員会による承認の有無を記入してください。
- ⑫ 防衛大臣等の援助の有無
 - ・ 離職の際に若年定年等隊員であった者にあつては、防衛大臣による離職後の就職の援助の有無を、離職の際に一般定年等隊員であった者にあつては、官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無を記入してください。
- ⑬ 防衛大臣等以外の援助
 - ・ 防衛大臣等以外の援助がない場合は、その旨チェックを入れてください。
 - ・ 防衛大臣等以外の援助を受けた場合は、当該援助者の氏名又は名称と援助を受けた具体的内容を記載する。

イ) 変更届出（届出様式第8）

離職後2年間のうち再就職するまでの間に、離職後の事前の届出の届出事項のうち、⑦～⑩について変更が生じた場合には、別添の届出様式第8（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ記入し、変更事項について、防衛大臣に届け出てください。

また、再就職先の名称又は連絡先が変更となった場合には、「再就職先の名称」の変更として、「変更届出」を、再就職先が変わった場合は、「失効届出」を届け出てください。

ウ) 失効届出（届出様式第9）

離職後2年間のうちに、離職後の事前の届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなったときは、別添の届出様式第9（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ記入し、防衛大臣に届け出てください。

(7) 届出方法

エクセルファイルの届出様式（第7、第8、第9）を電子メールにより、離職時に在職していた在職機関（参考3参照）を經由して、防衛大臣に届け出てください。

なお、電子メールが使える環境にない場合は郵送による提出も可能ですが、なるべく電子メールによる業務の円滑化にご協力をお願いします。

(別添)の記入について

別添の(A)～(G)については、再就職の届出事項とは別に、取りまとめにおいて必要なため、ご記入いただきますようお願いいたします。

(A) 種別

【事務官等】

- ・採用試験の区分が総合職（I種、上級甲種含む）試験の場合「1」
- ・上記以外は「2」

【自衛官】

- ・一般定年等隊員の場合「3」
- ・若年定年等隊員の場合「4」

(B) 退職事由

退職事由を以下から選択してください。

- ・定年退職の場合「定年」
- ・内閣承認官職に係る退職の場合「内閣承認官職」
- ・自己都合による退職の場合「自己都合」
- ・応募認定退職の場合「応募認定」
- ・任期満了による退職の場合「任期満了」
- ・上記以外は「その他」

(C) 俸給表

離職時に適用されていた俸給表を選択してください。

(D) 職務の級

離職時に適用されていた職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。

※将補については、将補（一）、（二）

1佐については、1佐（一）、（二）、（三）の別も選択してください。

特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。

(E) 俸給の特別調整額の区分

離職時に適用されていた俸給の特別調整額の区分を選択してください。

適用が無い場合は、「一」を選択してください。

(F) 再就職先区分

再就職先の区分を「独立行政法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」から選択してください。

(G) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無

5の欄に記載されたすべての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

なお、(C)～(E)欄については、管理職隊員として適用されていた最終の俸給表、職務の級・階級、俸給の特別調整額の区分を記入してください。

V 管理職隊員であった者が再就職した場合の届出

第65条の11

4 (1) 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、(2) 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、(3) 第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、(5) 防衛省令で定めるところにより、(4) 速やかに、防衛大臣に(5) 政令で定める事項を(6) 届け出なければならない。

管理職隊員であった者が、離職後2年間に、再就職をした場合は、速やかに、防衛大臣に届け出ることとされています。

(1) 「管理職隊員」の範囲

「（参考4）管理職隊員の範囲」をご参照ください。

※ 一度でも管理職隊員であったことのある者は対象に含まれます。

(2) 届出が必要となる場合

- ① 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
- ② 有給で、営利企業以外の事業に従事することとなつた場合
又は事務を行うこととなつた場合（自営業の場合を含む。）
- ③ 報酬の有無に関係なく、営利企業（参考5の特殊法人、認可法人は除く。）の地位に就いた場合。

（注）①・②の場合は報酬額による。（(3)③参照）

(3) 届出が不要な場合

以下の場合には、届出が不要となります。

- ① 管理職隊員としてⅢの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」又はⅣの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」を行った場合

なお、管理職隊員以外の隊員としてⅢの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を行ったが、一度でも管理職隊員であったことのある者については、この届出も必要となります。

- ② 日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合）
- ③ 上記(2)の①・②の場合で一定額（※）以下の報酬を得る場合
※ 所得税法第28条第3項第1号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額（現行55万円）と同法第86条第2項に規定する基礎控除額（現行48万円）に相当する金額の合計額（103万円）
- ④ 任命権者の要請に応じ一般職の国家公務員、特別職国家公務員（隊員を除く。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となった場合
- ⑤ 任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となった場合（地方公共団体・地方独立行政法人へのいわゆる現役出向の場合）
- ⑥ 再任用制度により再任用隊員として採用された場合
- ⑦ 防衛省の顧問等として採用された場合

(4) 届出時期

再就職をした後、速やかに（原則として1か月以内）、防衛大臣に届け出てください。

なお、違反した場合は過料の対象となります。

(5) 届出事項

法第65条の11第4項の届出（届出様式第10）

以下の事項について、別添の届出様式第10（エクセルファイル）に、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入してください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 離職時の官職又は階級
 - ・ 離職時に管理職隊員以外の隊員であった者は、離職時の官職と併せて括弧書きで管理職隊員としての最終官職も記入してください。（例：〇〇分析官（××課長））
 - ・ 退職時に特別昇任した場合は、特別昇任後の階級と併せて括弧書きで特別昇任前の階級も記載してください。
- ④ 離職前の求職開始日
 - ・ 離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨チェックを入れてください。

- ⑤ 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容
- ・ 職務内容は、職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記載してください。
- ⑥ 離職日
- ⑦ 再就職日
- ⑧ 再就職先の名称及び連絡先
- ⑨ 再就職先の業務内容
- ・ 定款、寄附行為等における目的等又は再就職先がパンフレット、ホームページなどで公表している会社概要、事業内容を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
- ⑩ 再就職先における地位
- ・ 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載してください。
- ⑪ 求職の承認の有無
- ・ 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、防衛大臣又は再就職等監視委員会による承認の有無を記入してください。
- ⑫ 防衛大臣等の援助の有無
- ・ 離職の際に若年定年等隊員であった者にあつては、防衛大臣による就職の援助の有無を、離職の際に一般定年等隊員であった者にあつては、官民人材交流センターによる就職の援助の有無を記入してください。
- ⑬ 防衛大臣等以外の援助
- ・ 防衛大臣等以外の援助がない場合は、その旨チェックを入れてください。
 - ・ 防衛大臣等以外の援助を受けた場合は、当該援助者の氏名又は名称と援助を受けた具体的内容を記載してください。

(6) 届出方法

エクセルファイルの届出様式（第10）を電子メールにより、離職時に在職していた在職機関（参考3参照）を経由して、防衛大臣に届け出てください。

なお、電子メールが使える環境にない場合は郵送による提出も可能ですが、なるべく電子メールによる業務の円滑化にご協力をお願いします。

(別添)の記入について

別添の(A)～(G)については、再就職の届出事項とは別に、取りまとめにおいて必要なため、ご記入いただきますようお願いいたします。

(A) 種別

【事務官等】

- ・採用試験の区分が総合職（Ⅰ種、上級甲種含む）試験の場合「1」
- ・上記以外は「2」

【自衛官】

- ・一般定年等隊員の場合「3」
- ・若年定年等隊員の場合「4」

(B) 退職事由

退職事由を以下から選択してください。

- ・定年退職の場合「定年」
- ・内閣承認官職に係る退職の場合「内閣承認官職」
- ・自己都合による退職の場合「自己都合」
- ・応募認定退職の場合「応募認定」
- ・任期満了による退職の場合「任期満了」
- ・上記以外は「その他」

(C) 俸給表

離職時に適用されていた俸給表を選択してください。

(D) 職務の級

離職時に適用されていた職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。

※将補については、将補（一）、（二）

1佐については、1佐（一）、（二）、（三）の別も選択してください。

特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。

(E) 俸給の特別調整額の区分

離職時に適用されていた俸給の特別調整額の区分を選択してください。

適用が無い場合は、「一」を選択してください。

(F) 再就職先区分

再就職先の区分を「国又は地方公共団体」、「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。

(G) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無

5の欄に記載されたすべての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

再就職先が、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人の場合は、空欄のままとしてください。

なお、(C)～(E)欄については、管理職隊員として適用されていた最終の俸給表、職務の級・階級、俸給の特別調整額の区分を記入してください。

VI 罰則

(1) 隊員

隊員が、前述Ⅲの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、自衛隊法第46条に基づく懲戒処分等の対象となります。

(2) 管理職隊員であった者

第126条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

2 第65条の1 第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

管理職隊員であった者が、前述Ⅳの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」又は、Ⅴの「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、10万円以下の過料の対象となります。

(1) 行為主体

- ・ Ⅳの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」
- ・ Ⅴの「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」を行う義務が課せられる管理職隊員であった者

(2) 時期

- ① Ⅳの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」については、「あらかじめ」届け出ることが義務付けられており、届け出ることなく再就職した場合には過料の対象となります。
- ② Ⅴの「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」については、再就職後「速やかに」(※)届け出ることが義務付けられています。

※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。

Ⅶ 再就職情報の届出を受け取った任命権者の対応について

任命権者は、前述Ⅲの「在職中に再就職の約束をした場合の届出」、Ⅳの「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」又は、Ⅴの「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」を受け取った場合、届出を提出した隊員又は元隊員が、届出時又は離職時に3佐・行（一）5級相当以上の自己求職者であれば、在職中に利害関係企業等に求職活動をしていないかを確認しなくてはならないため、その前提として、自己求職者には、求職先となる営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か分からない場合、人事担当者等へ確認するよう、指導する必要があります。

（１）「利害関係企業等」

隊員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等をいいます（指揮命令権との関係は次ページを参照。）。

- ① 許認可等をする事務 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
- ② 補助金等を交付する事務 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
- ③ 不利益処分をする事務 不利益処分をしようする場合に名宛人となるべき営利企業等
- ④ 行政指導をする事務 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑤ 契約に関する事務（契約に関する事務の範囲（※）は、自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規定における利害関係者の範囲がその外延となる。）総額2,000万円以上の契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等

※ 契約に関する事務の範囲は、自衛隊倫理教本においては、必ずしも会計事務担当職員に限られず、仕様書を作成したり、当該契約内容を実質的に決定する立場にある職員（例えば、調達要求元において購入物品を決定する隊員など）、契約履行の監督及び検査の事務も含まれます。

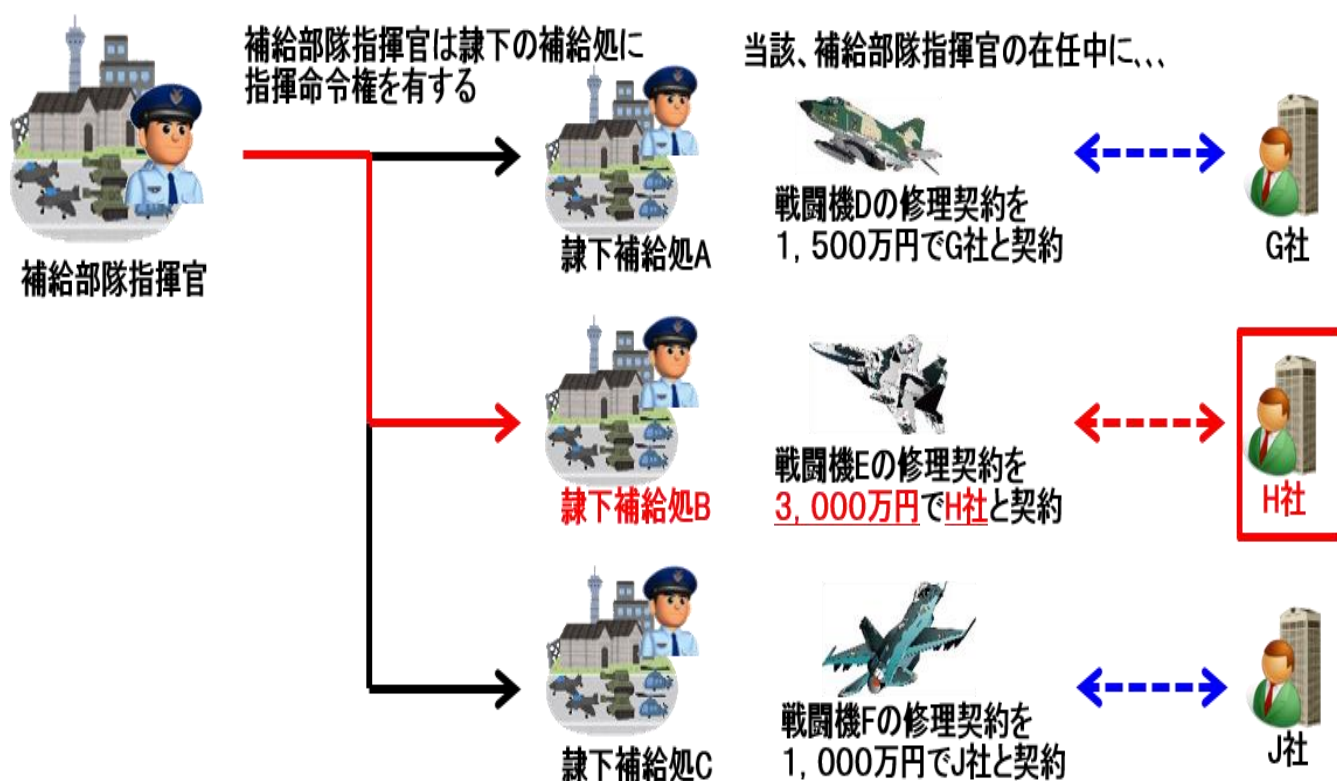
- ⑥ 刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務 犯罪の捜査を受けている営利企業等

(2) 利害関係企業等と指揮命令権の関係性

指揮命令権との関係性では、一般論として、各省庁の事務次官の利害関係企業等は、当該省庁の利害関係企業等が全て事務次官の利害関係企業等になるとされています。

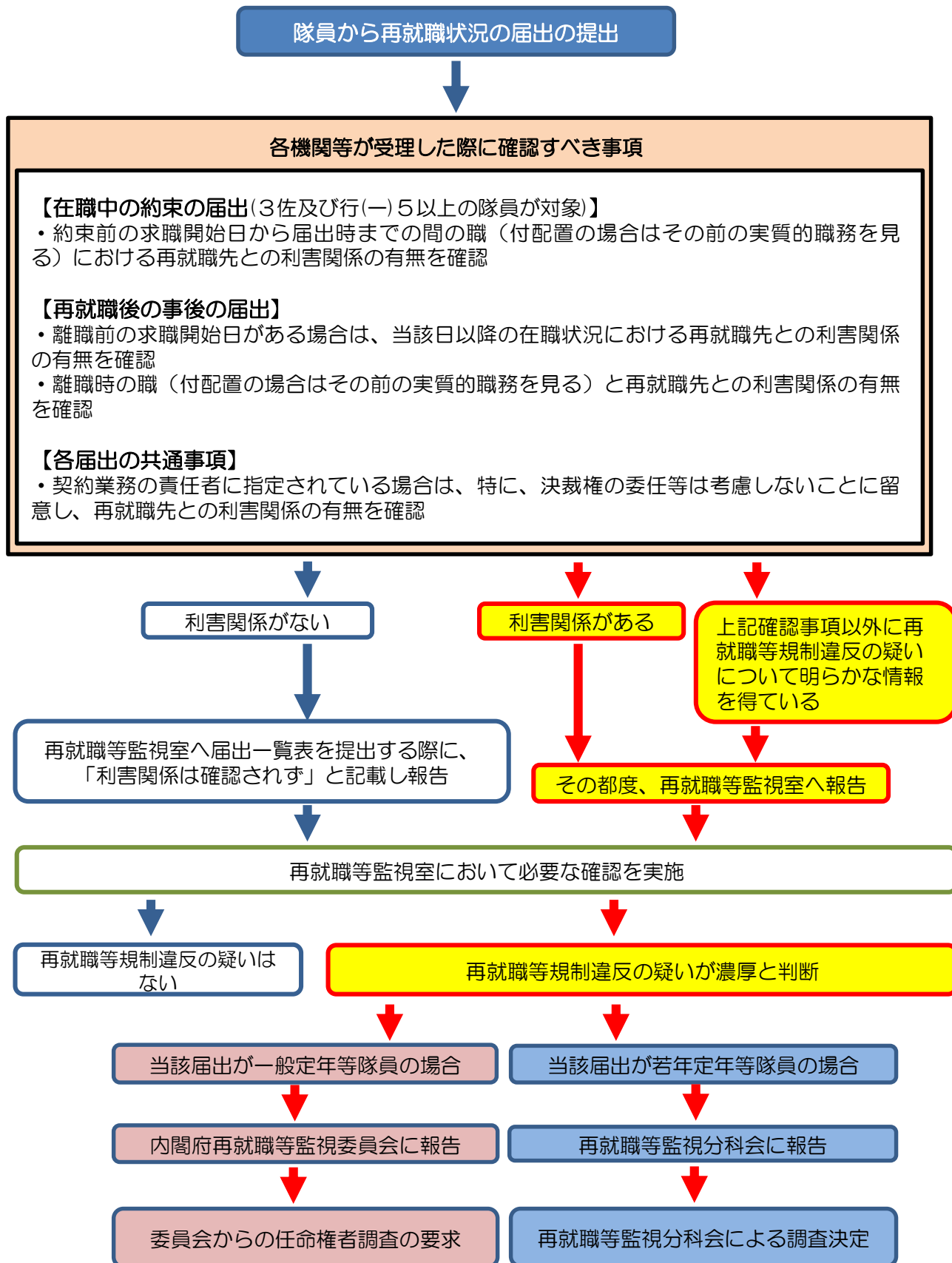
そのため、例えば、指揮官自らが、直接、営利企業等との契約行為について決裁をしていなくとも、契約行為を担当した者（部署）に対し指揮命令権や監督義務を有するような場合、当該営利企業等は、当該指揮官の利害関係企業等になります。

具体的には、次のような関係性が成り立ちます。

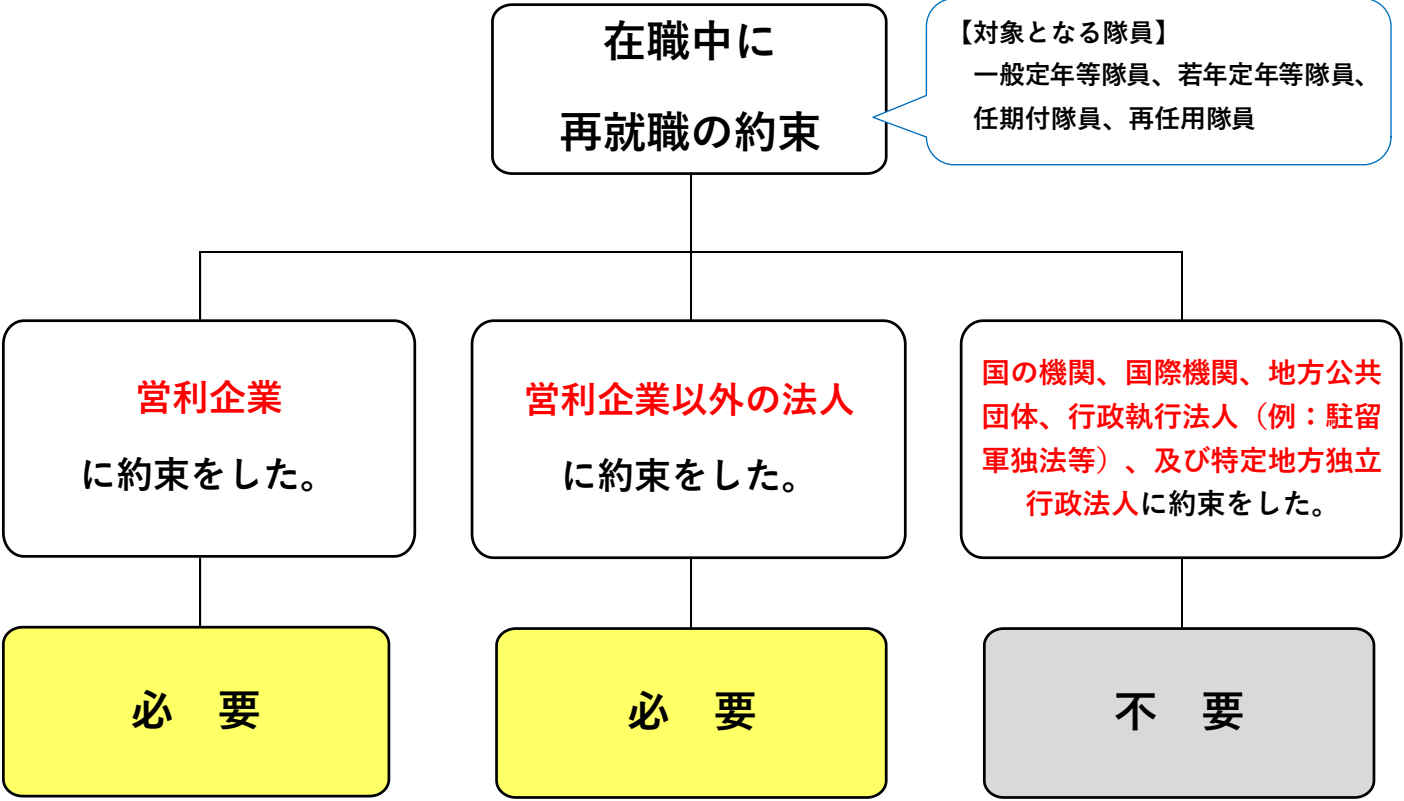


この場合、隷下補給処BがH社と行った契約が、補給部隊指揮官の契約権限を各隷下補給処に委任したものであったとしても、隷下補給処Bは、補給部隊指揮官の指揮命令を受ける部隊であるので、当該補給部隊指揮官（副長等を含む）と隷下補給処Bで契約に携わった者は、H社と利害関係企業等の関係にあることになります。

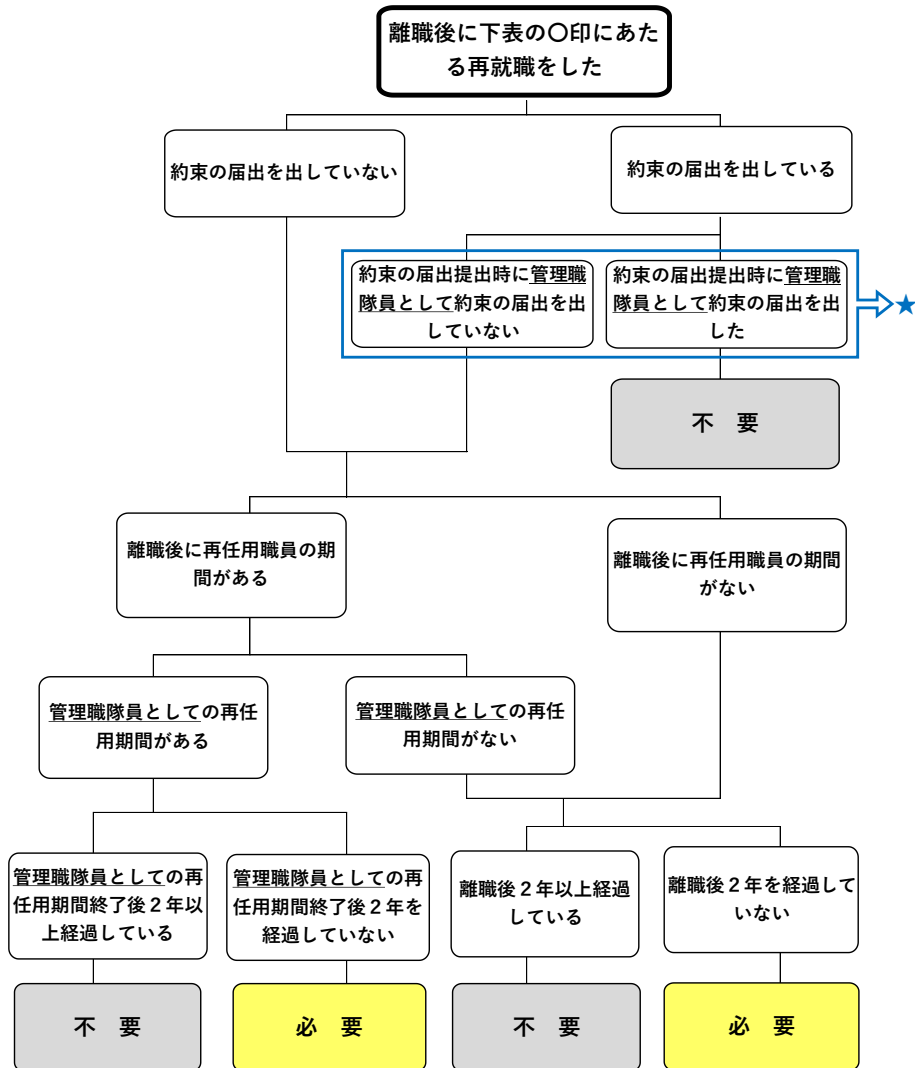
(3) 届出を受理した場合の確認方法等



(参考1) 自衛隊法第65条の11第1項(約束の届出)のフロー



(参考2) 自衛隊法第65条の11第4項(事後の届出)のフロー



※管理職隊員又は管理職隊員であった者が事後の届出を必要とする再就職先(3項の届出に該当するものを除く)

再就職先 雇用内容	営利企業	自営業等	営利企業以外の事業の団体等	
	特種法人 認可法人			
年額103万円以下	○	×	×	×
年額103万円を超える	○	○	○	○
日々雇用	×	×	×	×

※管理職隊員とは

自衛隊教官俸給表2級Ⅱ種以上の隊員
行政職俸給表(一)7級Ⅱ種以上の隊員
教育職俸給表(一)4級Ⅱ種以上の隊員
研究職俸給表5級Ⅱ種以上の隊員
医療職俸給表(一)3級Ⅱ種以上の隊員
医療職俸給表(二)7級Ⅱ種以上の隊員
医療職俸給表(三)6級Ⅱ種以上の隊員
自衛官俸給表1佐(三)Ⅱ種以上の隊員
指定職俸給表の適用を受ける隊員
特定任期付職員俸給表5号俸以上の隊員
任期付研究員俸給表4号俸以上の隊員をいう。

★約束の届出提出時に「管理職隊員」として
約束の届出をしているかの判断例

(階級) 役職	(2佐) 〇〇隊長	(1佐Ⅱ種) 〇〇隊長	(1佐) △△付	離職した場合の 判断例
① 約束の届出	提出			管理職隊員としての 届出は されていない
変更届		提出	提出	
② 約束の届出		提出		管理職隊員としての 届出は されている
変更届			提出	
③ 約束の届出			提出	管理職隊員としての 届出は されていない
変更届				

(参考3) 在職機関一覧

【自衛隊法施行規則第65条の4】

- ① 防衛省本省の内部部局
- ② 防衛大学校
- ③ 防衛医科大学校
- ④ 防衛研究所
- ⑤ 統合幕僚監部（自衛隊法第21条の2に規定する共同の部隊を含む。）
- ⑥ 陸上幕僚監部（陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。）
- ⑦ 海上幕僚監部（海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。）
- ⑧ 航空幕僚監部（航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。）
- ⑨ 情報本部
- ⑩ 防衛監察本部
- ⑪ 各地方防衛局
- ⑫ 防衛装備庁

(参考4) 管理職隊員の範囲

【自衛隊法施行令第87条の24、自衛隊法施行規則第65条の12】

- ・ 防衛省職員給与法別表第一 自衛隊教官俸給表2級二種以上の隊員
- ・ 一般職給与法別表第一イ 行政職俸給表(一)7級二種以上の隊員
- ・ 同 別表第六イ 教育職俸給表(一)4級二種以上の隊員
- ・ 同 別表第七 研究職俸給表5級二種以上の隊員
- ・ 同 別表第八イ 医療職俸給表(一)3級二種以上の隊員
- ・ 同 別表第八ロ 医療職俸給表(二)7級二種以上の隊員
- ・ 同 別表第八ハ 医療職俸給表(三)6級二種以上の隊員
- ・ 防衛省職員給与法別表第二 自衛官俸給表 一等陸佐(三)、一等海佐(三)、一等空佐(三)のそれぞれ二種以上のもの
- ・ 一般職給与法別表第十一 指定職俸給表の適用を受ける隊員
- ・ 特定任期付職員俸給表5号俸以上の隊員
- ・ 任期付研究員俸給表4号俸以上の隊員

※ ここでいう「二種」とは、俸給の特別調整額に係る種別を指します。

※ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける隊員は管理職隊員に含まれません。

(参考5) 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧

(令和3年10月現在)

(1) 行政執行法人以外の独立行政法人

※法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略
(☆印：国立研究開発法人 他：中期目標管理法法人)

- ・ 北方領土問題対策協会
- ☆ 日本医療研究開発機構
- ・ 国民生活センター
- ☆ 情報通信研究機構
- ・ 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ・ 国際協力機構
- ・ 国際交流基金
- ・ 酒類総合研究所
- ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・ 大学入試センター
- ・ 国立青少年教育振興機構
- ・ 国立女性教育会館
- ・ 国立科学博物館
- ☆ 物質・材料研究機構
- ☆ 防災科学技術研究所
- ☆ 量子科学技術研究開発機構
- ・ 国立美術館
- ・ 国立文化財機構
- ・ 教職員支援機構
- ☆ 科学技術振興機構
- ・ 日本学術振興会
- ☆ 理化学研究所
- ☆ 宇宙航空研究開発機構
- ・ 日本スポーツ振興センター
- ・ 日本芸術文化振興会
- ・ 日本学生支援機構
- ☆ 海洋研究開発機構
- ・ 国立高等専門学校機構
- ・ 大学改革支援・学位授与機構
- ☆ 日本原子力研究開発機構
- ・ 勤労者退職金共済機構
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・ 福祉医療機構
- ・ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ・ 労働政策研究・研修機構

- ・ 労働者健康安全機構
- ・ 国立病院機構
- ・ 医薬品医療機器総合機構
- ☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・ 地域医療機能推進機構
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人
- ☆ 国立がん研究センター
- ☆ 国立循環器病研究センター
- ☆ 国立精神・神経医療研究センター
- ☆ 国立国際医療研究センター
- ☆ 国立成育医療研究センター
- ☆ 国立長寿医療研究センター
- ・ 家畜改良センター
- ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ☆ 国際農林水産業研究センター
- ☆ 森林研究・整備機構
- ☆ 水産研究・教育機構
- ・ 農畜産業振興機構
- ・ 農業者年金基金
- ・ 農林漁業信用基金
- ・ 経済産業研究所
- ・ 工業所有権情報・研修館
- ☆ 産業技術総合研究所
- ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・ 日本貿易振興機構
- ・ 情報処理推進機構
- ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- ・ 中小企業基盤整備機構
- ☆ 土木研究所
- ☆ 建築研究所
- ☆ 海上・港湾・航空技術研究所
- ・ 海技教育機構
- ・ 航空大学校
- ・ 自動車技術総合機構
- ・ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 国際観光振興機構
- ・ 水資源機構
- ・ 自動車事故対策機構
- ・ 空港周辺整備機構

- ・ 都市再生機構
- ・ 奄美群島振興開発基金
- ・ 日本高速道路保有・債務返済機構
- ・ 住宅金融支援機構
- ☆ 国立環境研究所
- ・ 環境再生保全機構

(2) 特殊法人

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行
- ・ 四国旅客鉄道株式会社
- ・ 首都高速道路株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 成田国際空港株式会社
- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 日本アルコール産業株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 日本たばこ産業株式会社
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ 日本放送協会
- ・ 日本郵政株式会社
- ・ 阪神高速道路株式会社
- ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社
- ・ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- ・ 日本年金機構
- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 新関西国際空港株式会社
- ・ 株式会社日本貿易保険

(3) 認可法人

- ・ 日本赤十字社
- ・ 農水産業協同組合貯金保険機構
- ・ 日本銀行
- ・ 銀行等保有株式取得機構
- ・ 預金保険機構
- ・ 株式会社産業革新投資機構
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構
- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- ・ 株式会社海外需要開拓支援機構
- ・ 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- ・ 広域的運営推進機関
- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- ・ 外国人技能実習機構

(4) 国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人

国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人に該当する法人が否かについては、内閣人事局のウェブサイトで公表している一覧をご確認いただくか、直接、再就職予定の法人にご確認ください。

(参考6) 再就職情報の届出に関するQ&A

目 次

全般的な事項

1 届出事項

- Q 1 「求職開始日」について、くわしく教えてください。
- Q 2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）隊員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。
- Q 3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。
- Q 4 再就職が家業を継ぐ農業の場合、届出は必要ですか。
- Q 5 「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無」について、防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助を受けたことがあり、複数の再就職情報の届出をする場合には、すべてのものに「有」と記載すればよいですか。
- Q 6 防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。
- Q 7 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。

2 公表事項

- Q 8 届出事項と公表事項の違いを教えてください。

3 届出の期限と提出先

- Q 9 届出の期限と提出先について教えてください。
- Q 10 届出の期限を過ぎていることに気づいたときはどうすればよいですか。

4 届出の義務に違反した場合

- Q 11 届出の期限を超えて提出した場合や、その後も提出しなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合に何かペナルティがありますか。

各 論

1 在職中の約束の届出に関する事項

- Q 12 再就職の約束をした場合に、在職中の約束の届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。
- Q 13 「再就職の約束」とはどのような状態を指すのでしょうか。
- Q 14 再就職することについての約束はしたが、届出事項のうち未定の事項がある場合（例えば、就くこととなる地位（ポスト）が具体的に決まっていないなど）、どうすればよいでしょうか。

2 離職後の届出に関する事項

(1) 「離職後の事前届出」「離職後の事後届出」に共通する事項

- Q 15 離職後2年以内に、再就職した企業・団体の中で地位が変わるときは、新たに届出が必要でしょうか。

(2) 離職後の事後届出に関する事項

- Q16 離職後の事後届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。
- Q17 自営業で、企業・団体を設立しておらず、店舗・事務所等の名称も用いていない場合、届出においてどのように記載すればよいですか。
- Q18 「離職後の事後届出」が不要な場合として、自衛隊法施行規則第 65 条の 14 に規定されているもの（営利企業以外の事業の団体への再就職や団体に所属しないで事務・事業に従事することとなった場合であって、再就職日から起算して1年間に付き 103 万円以下の報酬を得る場合）について、くわしく教えてください。
- ①営利企業以外の事業の団体に複数の再就職をした場合で、それぞれの団体から受ける報酬を合算すれば 103 万円を超える場合、届出が必要ですか。
- ②再就職当初には報酬額が 103 万円を超えるかどうかわからない場合は、届出は不要ですか。

(用語)

- 在職中の約束の届出：自衛隊法第 65 条の 11 第 1 項の規定による届出（自衛隊法施行規則第 65 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定による届出を含む。）
- 離職後の事前届出：自衛隊法第 65 条の 11 第 3 項の規定による届出（自衛隊法施行規則第 65 条の 13 第 2 項又は第 3 項の規定による届出を含む。）
- 離職後の事後届出：自衛隊法第 65 条の 11 第 4 項の規定による届出
- 再就職情報の届出：3 種の届出（在職中の約束の届出、離職後の事前届出及び離職後の事後届出）の総称

1 届出事項

Q 1 「求職開始日」について、くわしく教えてください。

A 再就職先に対して、再就職することを目的に、以下の①～③のいずれかの行為をした一番早い日を「求職開始日」としています。なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、隊員として在職している間の求職開始日のみです。

① 自己に関する情報の提供

(例：自らの退職時期を連絡、履歴書を送付 など)

② 再就職先の地位に関する情報の提供の依頼

(例：求人ポストの有無について問合せ、労働条件について問合せ など)

③ 再就職先の地位に就くことの要求

(例：人事担当者に就職希望を伝える、再就職先に勤めている人に自分を後任とするよう依頼 など)

(※ 経過措置として、平成 30 年 1 月以降の「求職開始日」のみ記載することとしています。)

また、就職援護隊員から受けた援助の「求職開始日」については、就職援護隊員から再就職先となった企業等の提示を受けてから（又は、隊員の側から援護希望企業を指定して）、就職援護隊員に対して①～③の行動を開始した日を記載する。

Q 2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）隊員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。

A 「求職開始日」から離職日までの間に就いていた官職又は階級（離職予定日までの間に就いていることが見込まれる官職又は階級を含む。）ごとに、様式に従って、「官職又は階級」、「在職期間」、「職務内容」について記載してください。

「在職期間」には、求職開始日より前の期間を記載する必要はありません（この欄に記載する最初の官職又は階級の在職期間の始期は、「求職開始日」になります。）。

「職務内容」には、当該官職又は階級の所掌事務を簡潔に記載してください。

なお、「在職中の約束の届出」の場合には、以下の 2 点についても留意してください。

① 再就職の約束の日の前に求職開始日がない場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容について記載してください。

② 原則として、現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください。ただし、異動内示を受けている場合はその内容を反映させて記載してください。

Q 3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。

A 再就職先の採用担当部署に連絡をとれるよう、採用担当部署の所在地及び電話番号を記載してください。

なお、採用担当部署が複数ある場合（例えば、本社の採用担当部署と所属する事業部門の採用担当部署とがある場合）、再就職に当たりより密接に連絡をとった方を記載してください。

Q 4 再就職が家業を継ぐ農業の場合、届出は必要ですか。

A 「在職中の約束の届出」については、当該家業が「営利企業」又は「営利企業以外の法人」である場合には届出が必要です。

「離職後の事後届出」については、営利・非営利を問わず、報酬を得て経営をする場合に届出が必要となります。

なお、届出の記載方法についてはQ17を参照してください。

Q 5 「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無」について、防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助を受けたことがあり、複数の再就職情報の届出をする場合には、すべてのものに「有」と記載すればよいですか。

A 再就職日が一番早いもののみに「有」と記載してください。

Q 6 防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。

A 例えば、再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）、再就職先への推薦（推薦状の作成等）、再就職先採用担当者との面談の設定、再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイスなどが挙げられます。

ただし、再就職先の採用担当者が、採用業務そのものとして行った場合は該当しません（再就職先の人であっても、採用業務として行う場合以外は、就職の援助に該当します。）。

なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、最初に隊員となった後に行われた、当該再就職先に就職するための援助すべてです。

（※ 経過措置として、平成30年1月以降の「就職の援助」のみ記載することとしています。）

Q 7 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。

A 個人として援助を行った者については氏名を記載し、就職支援会社、ハローワーク等の団体に所属する者が業として援助を行った場合についてはその団体の名称を記載してください。

(例：「防衛 太郎」、「公共職業安定所」 等)

2 公表事項

Q 8 届出事項と公表事項の違いを教えてください。

A 届出事項のうち、以下のものは公表されません。これら以外は、公表されます。

- ・生年月日（離職時の年齢は公表されます）
- ・再就職先の連絡先（再就職先の名称は公表されます）
- ・防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の離職後の就職の援助があった場合の援助者と援助内容

3 届出の期限と提出先

Q 9 届出の期限と提出先について教えてください。

A (1)「在職中の約束の届出」

再就職の約束をした日から1週間以内を目安（離職日を超える場合には、同日まで）に、任命権者に届出を行ってください。

届出をした後、離職する前に、届出した内容に変更が生じたときや、再就職の約束が失効したときは、その事実が生じた日から2週間以内を目安（離職日を超える場合には、同日まで）に、任命権者に変更又は失効の届出を行ってください。なお、離職後に、届出した内容に変更が生じたときは、再就職先に応じて「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を離職時の任命権者に提出する必要があります。また、離職後に、再就職する予定の地位に就くことが見込まれないこととなったときは、その事実が生じた日から2週間以内を目安に、離職時の任命権者に失効の届出を提出してください。

(2)「離職後の事前届出」

再就職予定日の前日までに、離職時の任命権者に届出を提出してください。

届出をした後、再就職する前に、届出した内容に変更が生じたときや、再就職する予定の地位に就くことが見込まれないこととなったときは、その事実が生じた日から2週間以内を目安（再就職予定日の前日を超える場合には、同日まで）に、離職時の任命権者に変更又は失効の届出を提出してください。

(3)「離職後の事後届出」

再就職日から1か月以内を目安に、離職時の任命権者に届出を提出してください。

なお、上記(1)～(3)のいずれについても、災害、傷病等の届出が困難となる特別の事情がある場合はこの限りではありません。

Q10 届出の期限を過ぎていることに気づいたときはどうすればよいですか。

A 届出の期限を過ぎている場合には、直ちに届出を行ってください。

「在職中の約束の届出」を行うべきであったにもかかわらず、離職後に気づいた場合には、再就職先に応じて「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行ってください。

「離職後の事前届出」を行うべきであったにもかかわらず、再就職後に気づいた場合には、「離職後の事後届出」を行ってください。

4 届出の義務に違反した場合

Q11 届出の期限を超えて提出した場合や、その後も提出しなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合に何かペナルティがありますか。

A 「在職中の約束の届出」の期限を守らなかった又は虚偽記載をした隊員については、懲戒処分や部内規定による矯正措置等の対象となります。

「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」の期限を守らなかった又は虚偽記載をした離職者については、自衛隊法第126条の規定に基づく過料の措置の対象となります。

具体的には、任命権者（離職時の任命権者）が、個別の事情を総合的に考慮して取扱いを決定します。

各 論

1 在職中の約束の届出に関する事項

Q12 再就職の約束をした場合に、在職中の約束の届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。

A 隊員が、営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、地方特定独立行政法人を除く。以下「営利企業等」という。）に再就職することを約束した場合 必要となります。

なお、人事交流の一環として（いわゆる「現役出向」で）、営利企業等に就職することとなった場合には届出は不要です。

Q13 「再就職の約束」とはどのような状態を指すのでしょうか。

A 一般的には、労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定しています。
一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、実態に即して届出してください。

Q14 再就職することについての約束はしたが、届出事項のうち未定の事項がある場合（例えば、就くこととなる地位（ポスト）が具体的に決まっていないなど）、どうすればよいでしょうか。

A 未定の事項がある場合は、該当欄に予定を記載して、期限までに届出を行ってください。なお、予定だったものが決まったら、遅滞なく（2週間以内を目安に（Q9参照）、変更の届出を行ってください。

2 離職後の届出に関する事項

（1）「離職後の事前届出」「離職後の事後届出」に共通する事項

Q15 離職後2年以内に、再就職した企業・団体の中で地位が変わるときは、新たに届出が必要でしょうか。

A 労働契約又は委任契約を新たに締結し、再度、同一企業・団体の地位に就く場合は、「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行う必要があります。

最初の再就職の際には「離職後の事後届出」の対象であっても、地位の変更によって、「離職後の事前届出」の対象となる場合もありますので、ご注意ください。

（例：国と密接な関係のある公益法人の職員だった者が役員に就くこととなった場合）

なお、新たな契約の締結ではなく、人事異動による地位の変更については、新たに届出する必要はありません。

(2) 離職後の事後届出に関する事項

Q16 離職後の事後届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。

A 基本的に、あらゆる職業についた場合について必要となります。

例えば、以下のような場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・自営業（不動産賃貸、著述業など）に従事することとなった場合
- ・いわゆる家業を継いだ場合
- ・自ら起業して企業・団体を設立した場合
- ・国や地方公共団体の公務員となった場合
- ・選挙を経て公職に就いた場合
- ・正社員や正規隊員以外の営利企業等の地位に就いた場合（例えば、顧問、非常勤役員、パート、アルバイトなど）
- ・無給で営利企業の地位に就いた場合

ただし、管理職隊員として「在職中の約束の届出」をした場合、「離職後の事前届出」をした場合、日々雇い入れられる者となった場合、その他政令で定める場合を除きます。

なお、人事交流の一環として（いわゆる「現役出向」で）、企業・団体の地位に就いた者は届出をする必要はありません。

Q17 自営業で、企業・団体を設立しておらず、店舗・事務所等の名称も用いていない場合、届出においてどのように記載すればよいですか。

A 「再就職先の名称」に「自営」、「再就職先の業務内容」に自営業の内容、「再就職先における地位」に「一」と記載してください。

Q18 「離職後の事後届出」が不要な場合として、退職管理政令第 33 条第 4 号に規定されているもの（営利企業以外の事業の団体への再就職や団体に所属しないで事務・事業に従事することとなった場合であって、再就職日から起算して 1 年間につき 103 万円以下の報酬を得る場合）について、くわしく教えてください。

① 営利企業以外の事業の団体に複数の再就職をした場合で、それぞれの団体から受ける報酬を合算すれば 103 万円を超える場合、届出が必要ですか。

A 同時期に複数の団体に再就職をした場合であっても、それぞれの再就職先における 1 年間の報酬額によって個別に届出が必要かどうかを判断することとなります。

② 再就職当初には報酬額が 103 万円を超えるかどうか分からない場合は、届出は不要ですか。

- A 1年間の報酬額が103万円を超えることが見込まれることとなった場合には
(当該見込まれることとなった日が離職後2年以内である場合に限る。)、速やかに(当該見込まれることとなった日から1か月以内を目安に)届出をしてください。